

「児童虐待による死亡事例検証報告書」

平成25年3月

長崎県福祉保健審議会児童福祉専門分科会

措置・検証部会

目 次

| | | |
|-----|--------------------|---|
| I | 検証について | 1 |
| 1 | 検証の目的 | |
| 2 | 検証の方法 | |
| II | 事例の概要等 | 1 |
| 1 | 事例の概要 | |
| 2 | 事件発覚当時の家族の状況 | |
| 3 | 事件発生までの経過 | |
| III | 事件発覚の経緯 | 3 |
| IV | 調査による事実関係の検証 | 3 |
| 1 | 概略 | |
| 2 | 調査により明らかになった事実と問題点 | |
| V | 再発防止に向けた提言 | 6 |

<参考資料>

| | | |
|---|--------------------------------|----|
| 1 | 長崎県福祉保健審議会運営要領 | 9 |
| 2 | 長崎県福祉保健審議会児童福祉専門分科会措置・検証部会委員名簿 | 13 |
| 3 | 審議経過 | 14 |

I 検証について

1 検証の目的

平成20年4月1日に改正施行された「児童虐待の防止等に関する法律」に基づき、平成22年3月に長崎県内において発生した乳児殺害事件について、事実関係の整理、問題点・課題等を整理、検証し、再発防止策の検討を行い、児童虐待の防止に向けた提言を行う。

なお、本検証は、再発防止策を検討するためのものであり、特定の組織や個人の責任の追及、関係者の処罰を目的とするものではない。

2 検証の方法

関係機関（児童相談所、A市等）から提出された資料や聞き取り等の方法により事実関係の調査を実施する。

調査結果から長崎県福祉保健審議会・児童福祉専門分科会措置・検証部会において、事実関係を明確化し、関係機関の判断や問題点を整理し、再発防止に向けた提言をまとめることとする。

なお、プライバシー保護の観点から、会議は非公開とするが、審議結果については提言書として取りまとめ、長崎県に報告し公表する。

II 事例の概要等

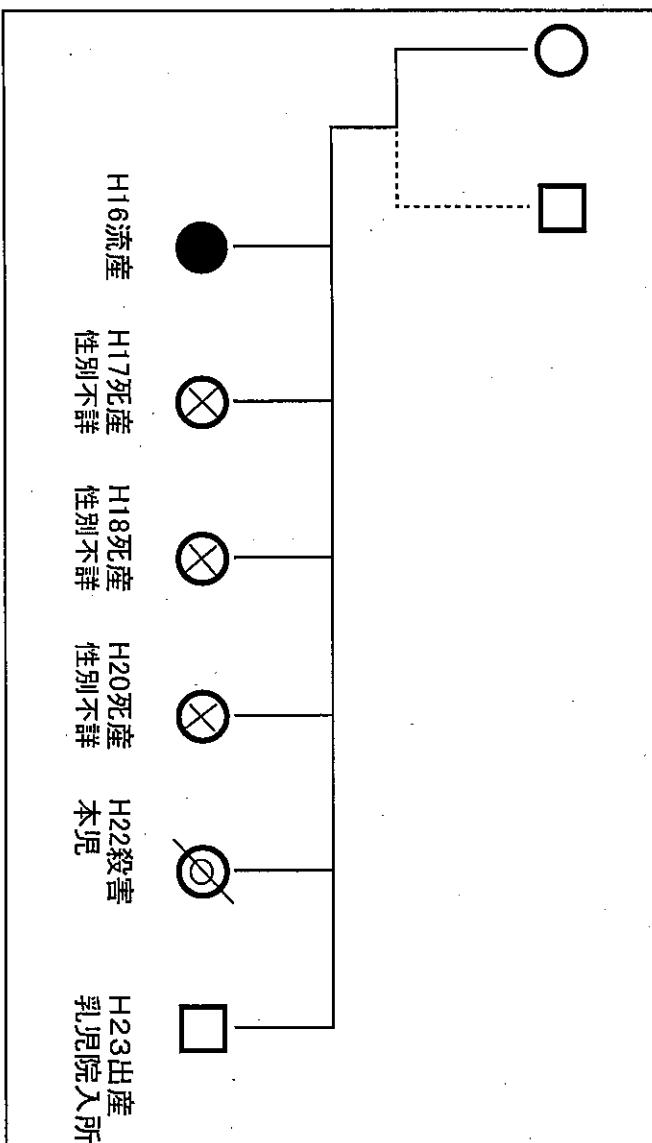
1 事例の概要

A市に住む母親が平成22年3月出産した生後8日の女児を殺害し、セメント詰めにして勤務先の保育所に遺棄、女児が行方不明のため警察が捜査を行っていたが、平成23年10月母親の供述により遺体が勤務先の保育所の押入れ天袋のダンボール箱の中からバケツにセメント詰めにされた状態で発見されたため、殺人、死体遺棄容疑で母親を逮捕、母親は、平成24年3月22日、裁判員裁判により懲役6年の判決を受けた。

2 事件発覚当時の家族の状況

母親は前夫との間に2名の子があり、母方祖父母宅に同居。

母親と交際相手B及び出産に関する図



3 事件発生までの経過（加害者である母親の刑事裁判確定記録に基づく経過）

- | | |
|------------|---|
| 平成 6年 | 結婚、異父第1子出産 |
| 平成11年 | 異父第2子出産 |
| 平成12年 | 離婚しA市に戻る |
| 平成15年 | 交際相手Bと出会う |
| 平成16年 | Bの子どもを妊娠、流産 |
| 平成17年 | Bの子どもを妊娠、死産、自宅畠と焼却炉で焼く |
| 平成18年 | Bの子どもを妊娠、死産、自宅納戸に放置 |
| 平成20年 | Bの子どもを自宅で分娩、C保育所でバケツに入れセメント詰めし、押入れ天袋に放置 |
| 平成21年 | Bの子どもを妊娠 |
| 平成22年3月 8日 | 妊娠38週でD病院来院 |

| | |
|------------|---|
| 平成22年3月11日 | D 病院入院 |
| 平成22年3月12日 | 女児出産 |
| 平成22年3月20日 | 退院、市内の空き地に車を止め、車中で女児を室内 息死させ、ダンボール箱に入れ勤務先の保育所に 放置 |
| 平成22年4月 2日 | セメント詰めし、翌日押入れ天袋に隠す |
| 平成23年4月15日 | 県外の病院で男児出産、4日後置き去りにして A市に帰る |

III 事件発覚の経緯

平成23年5月20日 他県児童相談所→本県の児童相談所（電話）（以下E児相）

【内容】A市居住の母親が出産後、子どもを置き去りにしたため一時保護しているので、長崎県で身柄引受、対応をお願いしたい。

E児相→A市福祉事務所（電話）

【内容】母親の具体的な居住事実確認依頼

平成23年5月23日 長崎県内の施設に一時保護

同 日 A市福祉事務所→E児相（電話）

【内容】A市保健師より母親に平成22年3月に出生した子どもがいることがわかったが、当該児童については戸籍手続がとられておらず、行方不明状況であり、遺棄した可能性があるため、警察に通報する。

同 日 警察が捜査開始

平成23年10月18日 母親の供述により遺体が発見されたため逮捕

IV 調査による事実関係の検証

本事例の検証にあたっては、A市、医療機関に対して聞き取りを実施し、また、検察庁に保管されている裁判記録の閲覧を行い、事実関係を確認した。

1 概 略

母親は母子家庭の母であり、周囲に妊娠が気づかれないまま、妊娠健診も受けず臨月になって初めて病院を受診し、母子健康手帳を交付されおり児童福祉法第6条の3第5項に定める「特定妊娠」に該当する状態であった。出産前において支援を行うことが特に必要と認められる「特定妊娠」でありながら、支援が必要と認知されなかつたため、市及び医療機関の連携による支援は行われなかつた。

出産後においても、母親の子どもは他県の元夫に渡したなどの虚言を疑問に思わず、出生届の確認、戸籍や住民票の確認、1ヶ月健診、乳幼児全戸訪問等が一切行われなかつた。

家族においても、母親の様子は気になりながらも、批判や叱責をするだけで事実の把握、問題解決に向けた現実的な対応が一切行われていない。交際についても、避妊をしないまま何回も妊娠を繰り返すなど、対等な関係は認められない。

また、平成17、18及び20年に3回妊娠したが、病院を受診せず、母子健康手帳も取得しないまま死産に至り、遺体については焼却炉で焼いたり、バケツにセメント詰めにし勤務先の保育所の押入れ天袋に隠すなどしていた。

本人は幼少の頃より人の顔色をうかがって生活しており、本来、最も大切にされるべき人の生命を軽視する行動を繰り返した。一方で職場では、保護者から信頼される保育士、親としては教育熱心な面も併せ持っていた。

2 調査により明らかになった事実と問題点

(1) 妊娠届及び母子健康手帳の交付まで

母親は、平成22年3月8日に妊娠38週で医療機関を受診し、翌3月9日に健康センターに妊娠届を行い、母子健康手帳が交付された。窓口での聞き取り調査の状況は不明であるが、母子家庭であり、妊娠健診未受診の非常にリスクが高い妊娠であるにもかかわらず、要保護児童対策地域協議会や福祉事務所への情報提供が行われなかつた。医療機関においても、初診時において同様の問題点として訳ありの妊娠であり、深入りはばかられるという対応がなされたことが認められる。

(2) 出産前・出産後の医療機関での様子

母親は、3月11日入院、12日帝王切開で出産し、3月20日に退院。出産前から、生まれた赤ちゃんは養子に出すという申し立てをしており、母乳は与えず、赤ちゃんの1ヶ月健診は他病院で受診するため、紹介状を書いてもらっている。

医療機関においては、職業が保育士であること、経産婦で子育て経験もあること、助産師の説得に応じ3日目以降は赤ちゃんの世話を楽しもうに行っていたため、訳がありそうな出産であると気にはなりながら、立ち入ることがはばかられるケースであると認識し、A市への情報提供が行われなかった。

(3) 児童の出生届等の未確認

A市は、児童の1ヶ月健診の確認のため、病院に電話をしたところ、出産後まもなく県外の元夫にもらわっていくことになっているとの母親の発言により、出生届等の確認を行わず、台帳に県外転出と記載し終結した。その際、当然行うべきであった出生届や住民票の異動の確認は行われていない。一方、病院側の記録では、同市内の別の地区にもらわれていったということになっており、双方の記録は食い違ったままとなっていた。

(4) 要保護児童対策地域協議会等によるネットワークの形成

A市においては、要保護児童対策地域協議会が組織され、全体会が年2回程度、個別ケース検討が10回程度実施されている。ただし、開催時間について調整がつかず医療機関は出席していない。また、同協議会においては事件発覚後においても、事件の検証や防止策が検討されていなかった。

(5) 家族関係について

母親の両親については、離婚して実家に戻った娘とその子ども達に対して愛情をもって接していたが、日頃から母親の言動について批難や叱責することがあったため、母親は、両親から叱責されることを恐れ、母親が妊娠について相談できない状況があった。また、両親には「代理出産である」と説明していた。両親はこの説明を不審に思いながらも、一歩踏み込んだ事実を明らかにする関わりがなされることはなかった。

(6) 交際相手Bとの関係について

児童の父親である男性とは、避妊等に配慮することなく妊娠を繰り返

す長年の関係が続いている、男性においても問題意識がなく、漫然と避妊をしない性交渉を重ねており、男女の対等な関係が築かれていないとや、妊娠にどう対応するかについて話し合われることもなく、現実からの逃避が伺える。

▽ 再発防止に向けた提言

本事例の検証を行う中で見えてきた課題について、次のとおり予防措置を含めた再発防止策を提言する。

1 児童虐待防止についての県民の意識の向上のための広報啓発の推進

児童虐待については、たとえば、特定の家庭に起こること、社会的地位もある人が起こすはずがない、自分が住んでいる地域では起こるはずがない、気にはなるが家族が対応するだろう、そつとしておいたほうがいいといった思いから、相談や通報につながらない場合も多く、そのような認識が今回のような重大な事件につながることも少なくない。

また、今回の事例においても、関係者への聞き取り調査では、想定外の事件であったという回答が多くたが、家族や職場の同僚など身近な人たちが、児童虐待に敏感になり、身近でも起こりえる自分達の問題として児童虐待を考えることが大切である。

県民一人ひとりが、児童虐待防止について関心を持ち、相談や通報を行なうことが、虐待の予防、早期発見・早期対応につながることから、一人ひとりに行き届くような広報・啓発の手段や方法を改めて検討し、県民に対する普及啓発を推進することが大切である。

2 保健、医療、福祉の連携の強化

(1) 地域保健による取組強化

地域保健において、市町は、児童虐待防止の観点から妊婦の段階からの支援が重要であることを認識し、取組の強化を図ることが必要である。

(2) 妊娠、出産における医療機関と保健部局の連携の強化

医療機関と市町の母子保健担当機関については、日頃から情報共有を

図るとともに、虐待リスクの高い特定妊娠については、対応する際にその後の支援につながるよう連携を密にすることが必要である。そのため、平成23年度から、本県において取り組んでいる「児童虐待ゼロプロジェクト」を確実に実行することが必要である。

(3) 児童虐待防止における保健部局と福祉部局の連携の強化

市町の母子保健担当と児童相談担当についても、日頃から連携し情報共有を図るとともに、要保護児童及びその保護者又は特定妊娠については、連携を密にして確実に対応・支援することが必要である。

(4) 要保護児童対策地域協議会の活用

要保護児童対策地域協議会は、虐待の未然防止のため、要保護児童及びその保護者又は特定妊娠を支援の対象としていることから、保健、医療にかかわる機関は、積極的に要保護児童対策地域協議会に情報提供し、連携することが必要である。また、要保護児童対策地域協議会については、夜間や休日に開催するなどして、医療機関も参加できるような日程調整等の工夫が必要である。

3 望まない妊娠対策の取組

(1) 児童虐待ゼロプロジェクトへの取組推進

県では、平成23年度から産科医療機関と市町の保健部局が連携して、気になる妊娠婦への支援を行い、妊娠・出産期からの児童虐待予防のための取組（児童虐待ゼロプロジェクト）を行い、全市町で連携が図られているが、今後はこの取組の定着を図るとともに、市町においては、保健部局から福祉部局への情報提供により、地域において気になる家庭を支援する体制づくりが必要である。

(2) 望まない妊娠に対する相談支援の充実と相談しやすい体制の整備

本事例においても、望まない妊娠が背景にあり、妊娠・子育てに悩む母親が誰にも相談できないまま、児童が死亡に至っている。このため、県、市町及び医療機関等においては、望まない妊娠などにより、妊娠・出産や子育てについて悩みを抱える者が相談しやすい体制の整備と相談窓口の周知、相談しやすく、支援に結びつきやすい環境づくりが必要である。

(3) 性教育やDV予防教育による啓発

本事例は、男性側女性側双方が、妊娠についての正しい認識、母体の保護及び対等な関係による人権の尊重の面で配慮を欠いていたことにより生じたと考えられる。このため、学校においては、発達段階を踏まえ、心身の発育・発達と健康、性感染症の予防や妊娠に関する知識を確實に身につけ、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重するとともに、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築することの重要性について、性教育やDV予防教育の実施により学ぶことが必要である。また、学校のみならず、あらゆる年代の県民に対し、あらゆる機会をとらえて、妊娠に対する正しい理解やDV予防教育による暴力のない社会づくりについて普及・啓発することが大切である。

(4) 社会的養護の普及啓発

望まない妊娠等で親が育てられないなどの理由で社会的養護が必要な場合があることから社会的養護、特に養子縁組制度や里親制度について、県民や関係機関への普及啓発を図ることが必要である。また、市町や医療機関に対しては、養子縁組制度や里親制度について専門的な知識を習得するための研修等による資質向上を図る必要がある。

長崎県福祉保健審議会運営要領

(目的)

第1条 この運営要領は、長崎県福祉保健審議会条例（平成12年条例第5号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、長崎県福祉保健審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（副委員長）

第2条 審議会に、副委員長1名を置き、条例第4条に規定する数の委員をもって、これにあてる。

（専門分科会）

第3条 審議会に次の専門分科会を置き、それぞれに規定する数の委員で構成する。

- | | |
|-------------------|----------------|
| (1) 身体障害者福祉専門分科会 | 13人以内の委員及び臨時委員 |
| (2) 高齢者専門分科会 | 15人以内の委員及び臨時委員 |
| (3) 児童福祉専門分科会 | 13人以内の委員及び臨時委員 |
| (4) 民生委員審査専門分科会 | 10人以内の委員 |
| (5) 福祉保健総合計画専門分科会 | 15人以内の委員及び臨時委員 |

2 専門分科会が調査審議する事項は、次のとおりとする。

ただし、部会で調査審議することが別に定められている事項については、専門分科会全体での審議は行わない。

(1) 身体障害者福祉専門分科会

- ①身体及び知的障害児（者）福祉に関する事項
- ②第1種社会福祉事業施設のうち障害者支援施設及び障害児施設並びに保護施設（併設する第2種社会福祉事業施設を含む。）の設置及び拡充に関する事項

(2) 高齢者専門分科会

- ①高齢者福祉保健に関する事項
- ②第1種社会福祉事業施設のうち老人福祉施設（併設する第2種社会福祉事業施設を含み、定員29人以下の特別養護老人ホームを除く。）の設置及び拡充に関する事項（医療療養病床又は介護療養病床からの転換によるものを除く。）
- ③老人保健施設の設置及び拡充に関する事項（医療療養病床又は介護療養

病床からの転換によるものを除く。)

(4) 介護保険に関する事項

(3) 児童福祉専門分科会

①児童福祉並びに母子福祉及び寡婦福祉に関する事項

②第1種社会福祉事業施設のうち第1号に掲げる以外の児童福祉施設（併設する第2種社会福祉事業施設を含む。）の設置及び拡充に関する事項

(4) 民生委員審査専門分科会

民生委員の適否の審査に関する事項

(5) 福祉保健総合計画専門分科会

福祉保健総合計画に関する事項

3 第1項に定める専門分科会以外の専門分科会が必要と認められる場合は、設置期間を限定して臨時の専門分科会を設置することができる。

4 専門分科会に副専門分科会長1名を置き、条例第6条第4項に規定する委員をもつてこれにあてる。

(部会)

第4条 高齢者専門分科会に老人福祉施設部会及び老人保健施設部会を置く。

2 老人福祉施設の設置及び拡充に関する事項については老人福祉施設部会、老人保健施設の設置及び拡充に関する事項については老人保健施設部会で調査審議するものとする。

3 児童福祉専門分科会に措置・検証部会を置き、こども・女性・障害者支援センターが行う措置等及び児童虐待による死亡事例等の検証に關して調査審議する。

4 審査部会以外の部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

5 第1項及び第3項に規定する部会に部会長を置き、各部会に属する委員及び臨時委員の互選によつてこれを定める。

(会議)

第5条 専門分科会は、専門分科会長が招集する。

2 部会は部会長が招集する。

3 専門分科会は、適當と認められるときは、書面による審査を行う

ことにより会議に 代えることができる。

- 4 審査部会及び措置・検証部会は、やむをえない事由があるときは、文書をもってそれぞれの部会の委員の意見を求めることにより会議に代えることができる。
- 5 審議会、専門分科会及び部会の会議は、委員長、専門分科会長及び部会長がそれぞれ議長となる。
- 6 専門分科会及び部会の会議については、条例第5条第3項から第5項までの規定を準用する。

(議事参加の特例)

- 第6条 委員は、自己、配偶者若しくは三親等内の親族の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その調査審議及び議決に参加することができない。
ただし、所属する専門分科会又は部会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができる。
- 2 委員は、前項に規定する利害関係があると認められるときは、専門分科会又は部会にその旨申し出なければならない。この場合において、専門分科会及び部会は当該利害関係の有無を決定するものとする。

(決議の特例)

- 第7条 審議会から附託された調査審議事項については、民生委員審査専門分科会以外 の専門分科会及び審査部会以外の部会の決議についても、これをもって審議会の決議 とすることができる。

(会議の非公開)

- 第8条 専門分科会及び部会において次の事項を調査審議するときは、非公開とする。

- (1) 身体障害者福祉法第15条第2項の規定による医師の指定
- (2) 障害者自立支援法第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関の指定
- (3) 里親の認定
- (4) 民生委員の適否
- (5) 社会福祉施設及び老人保健施設設置の適否
- (6) その他専門分科会又は部会長が必要と認める事項

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、福祉保健課において総括する。ただし、次の各号に掲げるものについては、当該各号に掲げる課等が処理するものとする。

- (1) 身体障害者福祉専門分科会及び同分科会審査部会 障害福祉課
(2) 高齢者専門分科会、同分科会老人福祉施設部会及び同分科会老人保健施設部会
(3) 児童福祉専門分科会
(4) 児童福祉専門分科会措置・検証部会
① 措置等に関すること 長崎こども・女性・障害者支援センター
② 児童虐待による死亡事例等の検証に関する事項 こども家庭課
(5) 民生委員審査専門分科会
(6) 福祉保健総合計画専門分科会

附 則

- 1 この要領は、昭和63年4月1日から適用する。
2 平成元年 4月 1日 一部改正
3 平成6年 4月 1日 一部改正
4 平成7年 4月 1日 一部改正
5 平成9年 7月30日 一部改正
6 平成10年 4月 1日 一部改正
7 平成10年 6月10日 一部改正
8 平成11年 4月 1日 一部改正
9 平成12年 4月 1日 一部改正
10 平成12年 7月 1日 一部改正
11 平成13年 4月 1日 一部改正
12 平成13年 8月 2日 一部改正
13 平成13年11月15日 一部改正
14 平成16年 8月 4日 一部改正
15 平成18年 7月27日 一部改正
16 平成20年 7月31日 一部改正
17 平成21年 8月 5日 一部改正

この要領は、平成21年 8月 5日から適用する。

こども家庭課
福祉保健課

審議経過

第1回 平成24年6月26日(火) 14:00~16:00

- (1) 検証の目的及び進め方について
- (2) 事例の概要について
- (3) 問題点・課題の抽出について
- (4) 検証スケジュールについて(案)

第2回 平成24年8月9日(木) 14:00~16:00

- (1) 第1回検証部会の会議結果について
- (2) 裁判記録について
- (3) 現地調査報告について
- (4) 報告書の方向性について

第3回 平成24年11月13日(火) 14:00~16:00

- (1) 検証報告書(最終案)の検討
- (2) その他

長崎県福祉保健審議会児童福祉専門分科会
措置・検証部会（死亡事例等の検証に関する審議）委員名簿

| 区分 | 氏名 | 所属名 | 備考 |
|----------|--------|-----------------|-----|
| 児童福祉施設代表 | 川添 聰 | 長崎県児童養護施設協議会副会長 | 部会長 |
| 臨床心理士 | 伊藤 勢津子 | 臨床心理士会子育て支援担当理事 | |
| 精神科医 | 能登原 勉 | 医療法人厚生会 道ノ尾病院顧問 | |
| 弁護士 | 大西 由紀子 | 大西由紀子法律事務所 | |
| 小兒科医 | 松坂 哲應 | こども医療福祉センター所長 | |
| 有識者 | 長尾 久美子 | 長崎女子短期大学教授 | |
| 有識者 | 尾里 育士 | 長崎純心大学准教授 | |

